



本研究では、上記のひとつの試みとして、セラム島山地民社会を研究対象に取り上げ、(1) 国によって保護されている狩猟獣とオウムに焦点をあて、それら野生動物利用山地民の暮らしにおいていかなる意味を持っているかを明らかにする事(第二章, 第三章). (2) 「在来農業」、および「在地の資源管理」に着目し、「在来知」に基づく山地民の営為が「野生動物—人」関係の持続可能性にいかなる影響を与えているのかを描き出す事(第四章, 第五章). そして、(3) 以上より明らかになった点をふまえ、この地域における自然保護について提言を行うと共に、熱帯における「住民主体型保全」の模索・推進のために、保護に関わる外部者にいかなる視点が求められるかについて考察する事(終章), を課題とした。

本研究の調査対象地はセラム島中央山岳地帯に位置するマヌセラ村(人口約 320 人, 2003 年)である。フィールドワークは、2003 年から 2007 年にかけて断続的に、約一年間にわたって実施し、その間のすべての聞き取りは、著者が現地語を混ぜながらインドネシア語を用いて行った。

第一章では、調査対象村の概況を述べた。

第二章では、山地民の生活世界のなかで、クスクスなどの狩猟獣のサブシステム利用が持つ意味を明らかにした。ほぼ純粋な澱粉質からなるサゴ(サゴヤシから採れる澱粉)を主食とする山地民にとって、村で捕獲・採取される動物性資源の約 9 割(蛋白質量換算)を占める狩猟獣は、彼／彼女らの「食」を支える上で非常に重要な役割を果たしていた。また、これらの狩猟獣の肉の多くは他者に分与されていた。そうした慣行は山地民にとって、「このように生きるのがよいのだ」と考えられている「生」を生きている事を実感し、そこから安心感や充実感を引き出す事のできるものであり、彼／彼女らの「生」を充実と深く関わる営為である事を明らかにした。

第三章では、オオバタンなど野生オウムの商業利用が、セラム島の僻地山村経済において、いかなる位置づけにあるのかを議論した。オウムの捕獲・販売は、猟の技能を持つ者など一部のひとにとって、主要収入源である「チョウジ収入」が得られない事に起因する長びく現金困窮期に、副次的・補完的な役割を果たす「救荒収入源」として重要であった。しかし、猟の過酷さや危険性などから現金獲得手段として必ずしも高い評価がなされていなかった。そのため、山地民のオウムへの依存度も、主要収入源の多寡など村を取り巻く経済的諸条件に応じて大きく変動することを明らかにした。

第四章では、高いサゴ依存と、土地・植生への半栽培的かかわりあいの特徴づけられたセラム島山地民の「在来農業」を「自然を構成する人為」として捉え、それがこの地域の森林景観の成り立

ちにとどのようにかかわっているのか、また、在来農業を媒介として野生動物と人びととの間に、いかなる相互関係が生み出されているかについて論じた。

マヌセラ村では、相対的に高い土地生産性を誇るサゴヤン林から大量の食糧が得られる事から、バナナやイモ類を主作物とする「根栽培」が極めて小規模(アジアの陸稲栽培型焼畑の 1/6-1/8)に営まれており、その事が低人口密度と共に、この地域の「豊かな森」の景観形成に何らかの程度関わっていると考えられた。また、こうして形作られた「豊かな森」のなかでは、様々な方法で半栽培的な働きかけが行われる事で多様な「二次的自然」が創出・維持されていた。そうした攪乱環境は、オオバタンなどの野生動物によって餌場などとして頻繁に利用されており、また、人の側も、そうした攪乱環境に飛び込んでくる動物を食用や販売用に利用していた。つまり、在来農業を媒介に、野生動物と人との間には「緩やかな共生関係」とでもいうべき相互関係が生み出されている事が示唆された。

第五章では、超自然観と結びついた在地の野生動物(狩猟獣)管理の実態を小差に描き出すと共に、とそれが野生動物—人関係の持続可能性に与える影響について省察した。

マヌセラ村の森は少なくとも 250 以上に細分され、それぞれに「所有者」が存在しているが、保有者に許可を得れば、「他者の森(自身が保有権を持たない森)」で猟が可能である。村びとたちは、特定の森で集中的に猟を行い、獲物が獲れなくなると、祖霊や精霊に祈りを挙げ、「セリカイツフ」と呼ばれる禁制をかけていた。この禁制のかけられた森では、それをかけた者も含め、誰も猟を行う事ができない。それ違反すると、祖霊や精霊が、違反者やその家族に何らかの災厄をもたらしたり、猟を失敗させたりすると信じられている。こうした「超自然的強制」に支えられた資源管理は、監視や制裁に多くの運営費用を必要としないばかりか、ルールの強制過程で生じかねない村民間の軋轢を回避するはたらきをもっており、「もめごと」を忌避するこの地域の社会文化的文脈に即したものであった。

「緩やかに開かれたなわばり制」と呼び得るマヌセラ村の森の保有制度・利用慣行は、森へのアクセスの不均衡が原因で生じかねない村民間の不和を回避すると同時に、狩猟資源の充実など保全インセンティブを醸成するしくみでもある。また、そうした保全行動の一つであるセリカイツフの実践は、捕獲競争とそれに伴う狩猟圧の上昇、さらには狩猟資源をめぐる紛争を回避する事で、野生動物(狩猟資源)をめぐる人と人、および、野生動物と人の関係の持続可能性を高める事に寄与していることが示唆された。

終章では、山地民と野生動物のかかわりあいに関する総括的な記述を行った上で、「住民主体型保全」の模索・推進のために、保護に関わる外部者に求められる視点について、次の三点を指摘し、その必要性について考察した。

第一に、人びとの「生きがい」を損なう事のない自然保護である。オウムは、必ずしも現金収入源として高く評価されておらず、現金困窮時にその重要性が高まる資源である。したがって、チョウジ収入に替わる安定した収入源を創出するなどの「代替戦略」によって山地民の「現金の必要」が一定程度充足される条件ができれば、オウムの狩猟圧を低下させてゆく事が可能かもしれない。一方、狩猟獣の利用は、人びとの「生きがい」と密接に結びついた営為であるため、そうした「代替戦略」は、保全のための適切な手法とは言えないかもしれない。名実ともに「住民主体」といえる取り組みを実現するためには、保護の対象となっている野生生物資源の利用が人びとにいかなる「生きられた経験」を与えているのかを明らかにし、人びとの「生きがい」を損なう事のない保護策を模索してゆく必要がある。

第二に、『人間を内に含んだ自然』をまもる自然保護である。人と自然とを分離し、両者にとって相互排他的な空間を創出する事で自然をまもろうとする「ゾーニングに基づく保全モデル」は、オオバタンのように(第四章)、人間をその内に含む生態系のなかで、希少種が保全されているような場合には、必ずしも適切な保全手法とは言えないかもしれない。そのような場合には、野生生物と人の生活域を相互排他的に隔てるのではなく、両者が重なり合う事で生みだされている「野生生物と人との関係性」をまもる事が大切であろう。

第三に人びとの超自然観をふまえた自然保護である。第五章で例証したように、祖霊や精霊といった超自然的存在は、しばしば地域の人びとの生活世界のなかではまぎれもないリアリティであり、野生動物利用を律する規範が作動する場において現実に強い影響力を発揮してきた。このように超自然と真剣に関わって生きて入る人びとがおり、それが実際に自然(資源)や社会の保全に役に立っていると考えられる以上、そうした超自然観を「虚構」などといって切り捨てる権利は誰にもない。祖霊や精霊などと「共に生きている」人びとが主体性を発揮し得る自然保護を進めるためには、地域固有の「人」―「超自然」―「自然」の相互関係を断ち切るような外部からの介入をやめ、祖霊や精霊といった存在とのかかわりの中で資源利用秩序を生み出してきた人びとの営為を理解する事のなかから、望ましい保全策を探ってゆく姿勢が求められるであろう。